

四日市市調達公告

下記の委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

令和2年 1月22日

四日市市長 森 智広

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和2年度北五味塚排水機場、開栄樋門ほか2樋門保守点検業務委託
- (2) 業務場所 四日市市 楠町吉崎ほか3町 地内
- (3) 業務概要 北五味塚排水機場保守点検業務 一式
開栄樋門保守点検業務 一式
五味樋門保守点検業務 一式
磯津樋門保守点検業務 一式
- (4) 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において四日市市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）（以下「名簿」という。）の「保守点検業務」に登録されている者で、県内に本店又は県内受任者（支店又は営業所）を有する者
- (3) 本業務期間中に電気工事士（第2種）、危険物取扱者（乙種第4類）及びポンプ施設管理技術者を管理技術者として配置できる者（有資格者の重複は妨げない）
- (4) 平成21年度以降に元請（単独又はJV構成員（出資比率20%以上に限る））又は下請として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかと契約した、「口径φ1,300以上のポンプの保守点検」の業務実績を有するもの。
- (5) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者
- (6) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がない者

- (7) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (8) その他関係法令、規則等に違反していない者

3 入札参加資格確認申請書受付

入札への参加希望者は、次の書類を郵送または直接持参により提出すること。

(1) 業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書〔様式1〕

(2) 企業の業務実績書〔様式2〕

(3) 証明書類

- ・ 配置予定の技術者にかかる資格を証する書類【電気工事士免状（写）、危険物取扱者免状（写）、ポンプ施設管理技術者資格者証（写）等】及び、直接的かつ恒常的（3ヵ月以上）な雇用関係を証明する書類【健康保険被保険者証（写）等】
- ・ 上記(2)の業務内容が確認できる「契約書（写）」及び「仕様書（写）」等

受付期間：令和 2年 2月 6日（木）午後3時まで

（郵送の場合は必着とする。）

提出場所：〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 5階 総務部調達契約課

仕様書に対する質問は、令和 2年 2月 6日（木）午後3時までに書面により申し出ることができる。なお、回答は令和 2年 2月10日（月）以降、総務部調達契約課及び四日市市ホームページ入札情報において供覧する。

4 参加資格の決定

参加資格がないと認められた者は、令和 2年 2月 7日（金）に電話により連絡する。参加資格のある者には連絡しない。

なお、参加資格がないと認められた者は、令和 2年 2月10日（月）までに書面により理由の説明を求めることができる。

上記により求められた説明については、令和 2年 2月12日（水）までに書面で回答する。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

6 入札の執行

日時：令和 2年 2月 17日（月） 午後2時00分

場所：四日市市役所 5階 第一入札室

7 入札条件

様式：入札書（市指定様式）

記載条件：入札額は、仕様書等に基づき、次の①、②の合計金額を記入すること。

① 通常時の業務（保守点検）にかかる費用

② 非常時の業務にかかる費用（予定数量を乗じた額）

※ 非常時の業務において、排水機場については通常時間 206 時間、時間外（深夜を除く）182 時間、深夜 158 時間、開栄樋門、五味樋門及び磯津樋門についてはそれぞれ、通常時間 54 時間、時間外（深夜を除く）56 時間、深夜 62 時間として見積もること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

再度入札：開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。再度入札の回数は、原則として二回を限度とする。

8 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (3) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき、又は押印のない入札。
- (4) 入札者が協定して行った入札。
- (5) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

- (7) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (8) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。
- (9) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

9 予定価格

本業務委託の予定価格の事前公表は行わない。

10 最低制限価格

本業務委託の最低制限価格は設けない。

11 その他

談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。